



支援者が知っておきたい

共同親権

離婚後の子どもの親権は、現在どちらか一方の親が持つ単独親権ですが、両親とも親権を持つ「選択的」共同親権が、民法等の改正により 2026 年 5 月までに導入されます。

今回の講座では、これらの親権の違いや当事者がどんな影響を受けるのか、また支援者が知つておきたい事柄についてわかりやすく解説していただきます。

内容に興味を持たれた方であれば、相談業務に携わっていない方でも受講可能です。
ぜひご参加ください。

11月19日（水）午後2時～4時

市民交流センター2階大会議室

参加無料

【講 師】角崎 恭子さん（女性共同法律事務所 弁護士）

【定 員】30名（事前申込制・先着順※相談に携わっていない方もご参加できます。）

【一時保育】定員は6名（多数の場合は抽選）。1歳以上就学前の子どもが対象。

【手話通訳】あり（事前予約が必要）

【申込み】電話、FAX、はがき、Eメール、スマート申請で、住所・氏名・電話

番号を明記の上、泉南市人権推進課（下記問合せ先）へお申し込みください。 11月12日（水）締切



申込QRコード

★問合せ★

TEL:072-480-2855、FAX:072-482-0075

E-mail:jinken@city.sennan.lg.jp

はがき：〒590-0521 泉南市樽井9丁目16番2号（泉南市立市民交流センター）

※詳細は裏面をご覧ください。



相談員・支援員のための スキルアップ講座



◆講師プロフィール

角崎 恭子さん（女性共同法律事務所 弁護士）

2011年に弁護士登録し、2012年1月から現在の事務所（女性共同法律事務所）に入所。入所後は、主に、DV等を原因とする離婚事件や、子の監護に関する事件、性被害やセクハラに関する民事事件、刑事事件における被害者参加等に取り組んできました。同年より、SACHICO（性暴力救援センター・大阪）の協力弁護士としても活動中。大阪弁護士会では、人権擁護委員会（両性の平等部会）及び貧困・生活再建問題対策本部（女性と子どもの貧困部会）に所属しています。

【出版書籍】『性暴力被害者の法的支援－法的自己決定権・性的人格権の確立に向けて－』 特定非営利活動法人性暴力救援センター・大阪SACHICO編 信山社、

『LGBTsの法律問題Q&A』 大阪弁護士会人権擁護委員会性的指向と性自認に関するプロジェクトチーム編 LABO など。

◆会場(市民交流センター 2階 大会議室) ◆問合せ先



泉南市行政経営部人権推進課

(担当:東山・和佐)

T E L:072-480-2855

F A X:072-482-0075

E-mail:jinken@city.sennan.lg.jp

住 所:泉南市樽井9-16-2

(泉南市立市民交流センター)

「相談員・支援員のためのスキルアップ講座」参加申込書

泉南市人権推進課行き FAX : 482-0075

フリガナ 氏名			電話番号	
住所	〒			
メール アドレス			手話通訳	<input type="checkbox"/> をつけてください 要・否

■一時保育を希望される場合は、次の項目にもご記入ください。

子どもの 氏名		子どもの 年齢	
------------	--	------------	--